

[公益4] 大学連携、産学連携による教育支援等の振興及び推進

4-1 電子著作物等の利用推進

<事業計画>

補償金の分配は、文化庁長官の指定管理団体である授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)から一部の大学での利用報告を踏まえて、分野ごとの著作権管理事業者等に委託し、その団体から個別の権利者に分配するとしているが、便宜的に調査した利用報告に基づく著作権者への分配にとどまっており、本協会が今後の課題として提示した絶対多数を対象とする分配が実現されていない。現在、文化庁の文化審議会著作権分科会において「DX時代に対応した著作権制度・政策」が答申され、クリエイターの意思を尊重しながら、迅速に権利処理が行われ、その利益を享受することで新たな創作につながる仕組みの創設などの提案が行われ、文部科学省において必要な制度改正に取り組むことになった。

本協会としては、基本的な分配の仕組みとして、ブロックチェーン(分散型台帳)技術を活用した権利者登録の一元管理、学校機関において利用した権利者情報の報告義務化、AIを活用した分配などの改善に向けて提案を続ける。また、必要に応じて改正個人情報保護法の施行に伴う私立大学への影響等について、機関誌及びセミナーなどを通じて理解の促進を図る。

<事業の実施結果>

「電子著作物等利用推進委員会」を設置し、補償金の絶対多数を対象とする分配の実現に向けた提案と、改正個人情報保護法の施行に伴う私立大学への影響等の自己点検に向けたアンケートを整理した。

電子著作物等利用推進委員会

2024年(令和6年)3月19日に5名が出席して1回開催し、大学教員を著作権者とする補償金分配に向けての提案と、個人情報保護法対応アンケートについて検討した。

(1) 授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題提起と状況確認について

授業目的公衆送信補償金制度は、教育機関が補償金を授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)に納付することにより、授業で他者のコンテンツを許諾なしに利用できるようになっているが、著作権者でもある大学教員に授業目的公衆送信の補償金が透明性のある方法で分配されていない。

現在、分配の仕組みは、SARTRASから一部の大学を対象とする利用報告を踏まえて、出版、新聞等の分野ごとの著作権管理事業者等に補償金の分配を委託し、その団体から個別の権利者に分配されている。したがって、分配の対象者は、SARTRASで便宜的に調査した利用報告に基づいた著作権者に限定されており、著作権管理団体に関係していない絶対多数を対象とする大学教員への分配が実現されていない。

教員の分配団体がいないため、2022年度にSARTRASは教育団体を作ることを支援するとしていたが、未だ実現していないことから、教育分野の補償金を分配する団体を作り、著作権者の一元化を図り、透明化する必要がある。

本協会では、この問題についてSARTRASに問題提起してきたが、SARTRASからは「何かいい知恵があれば教えてください」という回答にとどまっており、事態改善への見通しが立っていない。

そこで、本協会としては、音楽著作権協会が著作権者のデータベースを設け、著作権者一人一人に分配している仕組みを参考に、教育分野の著作権者の一元管理の導入と、ブロックチェーン技術を用いたシステム導入を合わせた透明性のある権利者データベースを構築し、そのデータを基に大学等教員個人に補償金が分配されるよう、下記のように提案と参考資料を整理し、2024年度にSARTRASに意見を発信することにした。

大学教員を著作権者とする授業目的公衆送信補償金分配に向けての提案

大学教員に対する著作権者への補償金分配が一部の大学を対象に便宜的に調査した利用報告に基づく分配にとどまっていることから、大多数における大学教員の著作権者に対して分配が実現されていません。

そこで、本協会として授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)に対して、分配の仕組みに向けた改善策として、大学教員における著作権者の一元管理の導入と、ブロックチェーン(分散型台帳)技術を用いたシステムの導入、大学をはじめとする教育機関団体の設立支援について問題提起しました。

これに対して、SARTRAS から具体的な改善策があれば検討させていただきたいとの回答がありましたので、本協会として関連機関に尋ねて以下のような提案を行うことにしました。

提案

1. 著作権者の一元管理を導入することについて

現状では、一部の大学にサンプル調査を行い、そのデータを基に分配業務受託団体に分配業務を委託していますので、SARTRAS として分配の管理全体には関わってはいないと理解しています。

著作権法が求める趣旨は、著作権者の権利を保護し、社会的な不利益を被らないようにすることで、質の高い著作物を持続的に提供できるようにするとしています。著作権者に分配される額の多寡に関わらず、著作権の対象となる全ての権利者に分配される仕組みを確立して、透明性が確保されることが前提として考えられます。

それには、著作権者としての登録を一元管理できるようにしておくことが前提となります。著作物を利用する大学組織から、授業で利用した著作権者を1年単位で報告する仕組みをネット上に設ける必要があります。報告内容は、著作物の利用年月日、著作物名、著作権者、授業利用の時間数・受講者数程度の項目で複雑にならないようなものが必要となります。

2. ブロックチェーン技術を用いたシステムの導入について

著作権者の一元管理を的確に行うには、例えば、複数のコンピュータでデータを共有するブロックチェーン技術を用いたシステムなどを導入して管理する必要があります。

日本音楽著作権協会(JASRAC)では、権利者契約のない個人の音楽クリエイター向けに音源ファイル等を登録する仕組みを始めており、ブロックチェーン技術を使っています。ブロックチェーンには、音源ファイルのハッシュ値、タイムスタンプ、ユーザ情報、タイトルとバージョンの情報を記録して、存在証明として公開されています。システムの開発は、JASRAC と(株)Sun Asterisk のプロジェクトで、検証しながら小規模に構築するスタイルで進めています。

本協会として、JASRAC 関係者にブロックチェーンの仕組み等の説明を求めましたが、Web 掲載情報以上の説明はできないとのことでした。そこで、Web 情報についてできる範囲内で調べた内容を別紙メモで作成してみましたので、これを参考にSARTRAS 側でブロックチェーンの導入について前向きに検討いただければと思います。

3. 大学をはじめとする教育機関団体の設立支援について

大学をはじめとする教育機関の分配業務の受託団体(以下、「大学等教員分配団体」という)が含まれていませんので、大学等教員分配団体の設立支援を急ぐことを要請します。

その上で、著作権者の一元管理の導入と、ブロックチェーン技術を用いたシステムの導入を組合わせて透明性のある権利者データベースを構築し、そのデータを基に大学等教員個人に補償金を分配することを要請します。

日本音楽著作権協会(JASRAC)のブロックチェーン技術活用について (メモ)

1. 日本音楽著作権協会(JASRAC)での音楽著作権管理

JASRAC は、作詞者・作曲家・音楽出版社などの権利者と「著作権信託契約」を結び、音楽著作権管理の委託を受けている。利用者に利用を許諾し、対価の著作権使用料を著作権者に分配する。

利用者は、JASRAC に手続きを行い、利用報告の上、使用料を支払う。なお、利用・製作、業態などにより使用料は異なるが、JASRAC では、基本的に曲目や演奏回数などの利用報告を求めている。

使用料は、年4回利用実績をもとに使用料分配計算を行った上、作詞者・作曲家・音楽出版者などの著作権者に作品毎の利用明細を付して、分配する。

2. 開発の背景

音楽業界では、ストリーミングサービスの定着に伴い、楽曲制作からマーケティング・流通までを自ら行う個人の音楽クリエイター (DIY クリエイター) が増加している。

DIY クリエイターは、個人での活動のため、無断利用やなりすまし公開への対抗手段が困難、使用料分配の仕組み、管理委託契約・楽曲登録の複雑・煩雑さを感じるなどから、JASRAC 既存の著作権管理システムの利用はハードルが高い課題があった。

3. 開発システム

音楽クリエイターが安心して楽曲を発表でき、適正な対価還元を受けるための各種手続きのハードルを下げることを目的としたクリエイターDX プラットフォーム「KENDRIX」を開発した。ベーシックアカウントとして、ブロックチェーン技術を活用した存在証明機能を提供し、ビジネス+アカウントとして、eKYC 機能を備える楽曲情報管理システムを提供している。

4. KENDRIX の内容

(1) ブロックチェーン利用の存在証明機能

KENDRIX は、音源ファイル等を登録すると、音源ファイルのハッシュ値、タイムスタンプ、ユーザ情報、タイトルとバージョンの情報がブロックチェーン上に記録され、存在証明として公開用の URL が発行できる。

存在証明を YouTube など楽曲を公開する際に記載することで、いつ誰がそのファイルを所有していたかという事実が客観的に証明され、盗作や無断利用の抑止につながり、ブロックチェーン情報は権利争いが起こった際の証拠能力となる。

(2) eKYC (オンラインでの身元確認機能) によるオンラインでの信託契約の申込み

KENDRIX に個人情報登録し、eKYC による身元確認を行うことで JASRAC との信託契約・作品登録のオンライン化を実現している。

(3) ブロックチェーン環境

コアシステムは、ソニーグループ(株)が開発した権利管理ブロックチェーンシステムを採用している。

システム開発は、(株)Sun Asterisk が担当し、アジャイル開発の手法(大まかな仕様と要求だけを決めて小単位で実装とテストを繰り返して開発を進めることで開発期間の短縮も見込める)を用い、JASRAC とのプロジェクトの形で、最小限でつくって、検証しながら、ユーザに使ってもらえるものを提供するスタイルで開発を進めた。

(2) 改正個人情報保護法の施行に伴う私立大学への影響等について

改正個人情報保護法が 2022 年度から全面施行されたことにより、個人がデータの利用停止や消去を求める権利の拡大、個人情報の管理状況の明示化、漏洩や破棄などを防ぐための安全管理措置の対応、氏名など削除した「仮名加工情報」の創設、GDPR(EU 一般データ保護規則)への対応などについて、大学としての厳格な対応が求められている。

そこで、改正個人情報保護法の施行に伴う私立大学への影響等について、下記のようにアンケート項目を整理し、2024 年度に加盟校へ発信することで各大学が課題を整理して自己点検に活用できるよう計画した。

個人情報保護法対応アンケート

2003年5月23日に個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」)が成立し、2005年4月1日に全面施行されました。その後、個人情報保護法は、2015年、2020年、2021年に大幅に改正されました。2015年改正の前に、2013年に番号法(マイナンバー法)が制定され、「特定個人情報保護委員会」という第三者機関が設けられ、2015年個人情報保護法改正で「個人情報保護委員会」に改組されました。

その経緯等については、堀部政男「個人情報保護法の改正と私立大学への多大な影響」、*大学教育と情報* 2021年度 No.4(通巻177号)を参照してください。

大学は、個人情報の宝庫です。その大学において、個人情報の不適正な取扱いが行われますと、注目され、信頼を喪失する結果を招きかねません。

貴大学が個人情報保護法にどのように対応されているか、以下の各項目についてご回答いただくとともに、各大学で自己点検いただければと思います。

1. 個人情報保護規程類を策定し、公表していますか。
2. 個人情報保護方針(プライバシー・ポリシー)を策定し、公表していますか。
3. 個人情報保護について議論する委員会のような組織を設けていますか。設けている場合、どのような構成で、これまでにどのような議題で議論してきましたか。
4. 事務局に個人情報保護担当部署はありますか。
5. 個人情報保護の取り扱いについて、教員へ周知を行っていますか。
6. 大学は、個人情報保護法上の「学術研究機関など」(個人情報保護法第16条)です。個人情報保護法第59条は、「個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない」と規定しています。この規定に基づき策定・公表された自主規範をお示しください。
7. 個人情報の安全管理措置(セキュリティ)はどのように講じていますか。
8. 外国留学生の個人情報の取得及び管理をどのようにしていますか。また、学生又は卒業生の個人情報を外国に送る場合、どのような措置を講じていますか。
9. 大学関係の他の団体(例えば、同窓会など)への個人情報の提供はどのようにしていますか。
10. 個人情報保護の問題について問合せ等を受けたことはありますか。
11. 個人情報保護について特別な措置や対応を講じている場合があれば、お示しください。